

たつの市定例記者会見資料	
発表年月日	令和6年4月2日(火)
担当課	都市政策部まちづくり推進課
電話	0791-64-3033

報道機関各位

令和6年度新規事業

## 空き家を解消するために 隣接する土地・空き家を取得する方を支援します

空き家の解消を促進し、地域の安全・安心の確保及び住環境の向上を図ることを目的に、自己所有地に隣接する土地と、その土地に存する空き家を取得する方への補助制度（隣地統合支援事業補助金）を創設しました。

隣地及び空き家を取得後、空き家を除却して自己の駐車場に使用する、住居を増築し二世帯住宅とする、店舗を広げるなどの際に活用できます。

### 1 補助対象となる土地・空き家

- (1) 自己が所有権を有する土地(自己所有地)と2m以上接する土地及び当該土地に存する空き家(以下「隣地等」という。)
- (2) 自己所有地と隣地を加えた土地面積が200㎡以上となる土地  
※市街化区域の場合、面積要件はありません。
- (3) 申請者と2親等以内の親族以外の方から取得した土地・空き家

### 2 申請者の要件（土地・建物の権利・使用に関する事項）

- (1) 自己所有地に存する建築物を自己の居住又は事業の用に供している方
- (2) 10年以上隣地等の所有権を保持する（補助金の交付により空き家を除却する場合又は2親等以内の親族が居住することを目的に新築、増改築若しくは建築物の用途を変更するために所有権を移転する場合は除く。）方で、適正な利用又は管理を行おうとする方

### 3 補助対象となる経費

- (1) 隣地統合に要する経費  
測量・境界明示費用、登記費用、不動産取得に係る仲介手数料
- (2) 除却工事に要する経費

### 4 補助金限度額及び補助率

- (1) 隣地統合に要する経費 20万円（補助率10分の10）
- (2) 除却工事に要する経費 50万円（補助率2分の1）